

記者発表（資料配付）				
月／日 (曜)	担当課 班名	TEL	発表者名 (担当班長名)	その他の 配付先
12／12 (金)	議会事務局総務課	内線 5026 (078-362-3709)	審査室長 野津 浩芳 (安本 嘉仁)	—

松井重樹元議員に対する刑事告発について

松井重樹元議員による政務活動費の不適切使用を受け、本日、下記により生田警察署長に対して告発状を提出し、受理されました。

記

1 被告発人

松井 重樹 元議員

2 告発人

兵庫県議会各会派代表者会議構成員 9名

(山口晋平、大豊康臣、谷口俊介、奥谷謙一、佐藤良憲、越田浩矢、上野英一、浜田知昭、門隆志)

3 告発の事実

被告発人は、令和6年某月某日の午前9時から兵庫県庁内で打合せがあったと偽り、前日に神戸市中央区内のホテルに宿泊した際の料金について、政務活動費を充当する旨の文書を偽造、会派会計責任者に提出して金員を請求し、不正に交付を受けた疑いがある。

4 罪名・罰条

刑法第156条（公文書偽造等） 1年以上10年以下の拘禁刑

同 第158条（偽造公文書行使等） 1年以上10年以下の拘禁刑

同 第246条（詐欺） 10年以下の拘禁刑

【刑事告発についての議長コメント】

不適切な政務活動費の問題で県民の皆様の信頼を損なったことに改めてお詫び申し上げる。

松井元議員は、政務活動費を充当した宿泊料及び高速代を返還、議員も辞職し、政治的責任を果たしたとしても、法的責任の有無とは別問題である。県議会の調査には限界があり、議会の信頼回復と制度の健全性を守るために、議会として刑事告発を行うこととした。

今後の捜査において、事実関係が明らかになることを期待する。